

令和 8 年度 環境保全研究費補助金 Q&A 集

1. 事業全体・趣旨に関する質問

Q. 本事業の目的は何ですか。

A. 本事業では、環境スタートアップ企業及び起業を目指す個人が、環境保全に資する事業実施のために行う研究開発事業を支援することにより、環境スタートアップ企業のロールモデルを創出し、もって環境分野でのビジネスの創出及びイノベーションの促進を図ることを目的とします。

Q. 本事業の特徴を教えてください。

A. 本事業は、技術の事業化(社会実装)を念頭に研究・技術開発を行う環境スタートアップ企業や起業を目指す個人の支援を行う点が特徴です。事業コーディネーターによる伴走支援を通じて、研究開発から事業展開・資金調達等まで一貫した支援を行います。

2. 対象者・応募資格に関する質問

Q. 大学や研究機関は応募できますか。

A. 大学や研究機関が代表事業者・共同事業者として応募することはできません。環境スタートアップ企業が応募可能です。フェーズ1のみ起業家(事業を営んでいない個人(研究者等)であって、研究開発成果の事業化を目指す者)も応募可能です。

Q. 創業前(法人登記前)でも応募は可能ですか。

A. 登記前でも応募は可能ですが、応募締め切り後 2 週間以内に登記が完了している必要があります。なお、フェーズ 1 に限り、起業家(事業を営んでいない個人(研究者等)であって、研究開発成果の事業化を目指す者)としての応募が可能です。

Q. 民間企業の場合、業種や設立年数に制限はありますか。

A. 業種に制限はありません。みなし大企業に該当しない概ね 15 年以内に設立した中小企業者であることが要件です。詳しい要件は公募要領をご確認ください。なお、審査の際は「十分な技術基盤(実施体制、実績等)があり、補助事業を完遂できるか。」の観点を含めて評価を行います。

Q. みなし大企業に該当する場合、応募できますか。

A. みなし大企業は応募できません。

本事業における「みなし大企業」の定義は公募要領の P19 をご確認ください。

Q. 個人事業主として応募することは可能ですか。

A. 「日本に登録されている未上場の企業であること。」が要件となっているため、個人事業主として応募することはできません。フェーズ 1 に限り、起業家(事業を営んでいない個人(研究者等)であって、研究開発成果の事業化を目指す者)の応募が可能です。

Q. 複数の事業者で共同実施することはできますか。

A. 可能です。この場合、代表事業者を定めて申請してください。代表事業者は、ERCA に対して補助金交付申請を行う事業者であり、補助金の管理主体となります。共同事業者は、事業実施責任者(※)または代表事業者と契約を締結の上、代表事業者と共同して本補助事業の一部を実施します。

※本補助事業の実施全体において総括的な責任を有する者。代表事業者に 1 名のみ配置される。

Q. 他の補助金や委託事業と併用はできますか。既に他の補助金で実施中の研究テーマを応募できますか。

A. 環境省を含む他の公募事業等により実施中の技術開発・実証事業と内容が類似している技術開発・実証事業については、本事業へ応募はできません。

本事業への応募後、当該応募に係る技術開発・実証事業と内容が同じ技術開発・実証事業等が、他の公募事業等に採択された場合は、直ちに対応する ERCA に連絡していただく必要があります。他事業の内容との相違点及び、他事業に加えて事業実施する理由が明確な場合は、別事業として並行実施することが可能です。

Q. 応募に当たって英語は使用可能ですか。

A. 応募書類作成、ヒアリング対応、その他提出書類の作成は日本語で実施していただきます。

Q. フェーズ1での事業実施を経ずに、フェーズ2やフェーズ3に応募することは可能ですか。

A. フェーズ2(一般枠)、フェーズ2(オープンイノベーション枠)、フェーズ3については応募可能です。フェーズ2(SBIR 連結型)に限り、環境保全に資する技術シーズの事業化検討に必要な実用化研究等を、令和7年度の NEDO「SBIR 推進プログラム(連結型)」又は JST「プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1支援」のフェーズ 1(F/S・PoC)で実施している必要があります。

Q. フェーズ2、3について、単年度の応募は可能ですか。

A. 可能です。

Q. 共同事業者を設けず、代表事業者のみでの応募は可能ですか。

A. 可能です。

3. 対象事業・技術内容に関する質問

Q. 対象となる事業領域は何ですか。

A. 環境保全に資する事業であって、特に気候変動領域、資源循環領域、自然環境保全領域の3領域における課題の解決に資するものが対象です。

Q. 応募対象外の事業はありますか。

A. エネルギー起源 CO₂ の排出抑制に資する研究開発課題は本事業の公募対象としません(エネルギー起源 CO₂ とは、化石エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のこと。)。エネルギー起源 CO₂ の排出抑制に資する課題の支援は以下の事業にて行っております。

<事業名> 地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cpttv_funds/

また、エネルギーとしての利用に関する原子力にかかる技術を取り扱う研究開発課題は本事業の公募対象としません。

4. フェーズ区分・フェーズ別要件に関する質問

Q. フェーズ 1・2・3 の違いは何ですか。

A. フェーズ 1 は F/S・PoC(事業化検討に必要な採算性調査、概念実証等を行う。)、フェーズ 2 は R&D(事業化検討に必要な実用化研究等を行う。)、フェーズ 3 は事業化検討に必要な大規模技術開発実証等を行い、技術成熟度(TRL)を原則としてレベル5以上からレベルを 1 段階以上引き上げる事業です。

Q. 同一の事業で複数のフェーズに応募することはできますか。

A. 同一の事業で同時には複数のフェーズに応募することはできません。採択された事業が終了した場合、次年度より次のフェーズに応募が可能となります。

Q. フェーズ 3 では実証フィールドが確定している必要がありますか。

A. 必ずしも応募申請までに実証フィールドが確定していることを求めるものではありませんが、審査の際には実証フィールドの調整状況も含めて評価を行います。

5. 補助対象経費に関する質問

Q. 人件費は補助対象になりますか。

A. 補助事業に直接従事した時間分の人件費が対象です。人件費を計上する場合は、「人件費時間単価計算表」を応募時にご提出いただく必要があります。人件費時間単価計算表の様式は、経費内訳書に含まれています。

Q. 役員の人件費も補助対象になりますか。

A. 研究・技術開発に自ら従事している等、補助事業に直接従事している場合に限り、対象となります。人件費を計上する場合は、「人件費時間単価計算表」を応募時にご提出いただく必要があります。人件費時間単価計算表の様式は、経費内訳書に含まれています。

Q. 設備は購入できますか。

A. 原則はリース・レンタルで対応することとし、リース・レンタルの対応ができない設備については、合理的理由がある場合には購入が認められることがあります。応募時は、応募書類に設備名・数量、理由を記入してください。

Q. ノート PC やソフトウェアは補助対象になりますか。

A. 補助事業専用で使用することが明確な場合に限り、対象となる可能性があります。

Q. 補助対象経費に消費税は計上するか。

A. 補助対象経費は消費税を計上せず、税抜金額を計上してください。

Q. 外注費・委託費で注意すべき点は何ですか。

A. 自社で実施できない業務又は実施することが適当ではない業務に限定され、事業の中核すべてを外注することは認められません。また、原則、補助対象経費の1/2 を超える額を計上することはできません。

Q. 代表事業者又は共同事業者は、大学又は研究機関と、請負契約又は委託契約を締結することができますか。

A. 可能です。「【様式2】経費内訳書」を記載する際は、請負契約の場合は「外注費」、委託契約の場合は「その他」に計上してください。なお、外注費及び委託費は、原則、補助対象経費の1/2 を超える額を計上することはできません。

Q. 交付決定前に発注・契約した経費は補助対象になりますか。

A. 交付決定日前に発生した経費は補助対象外です。

6. 審査・選定に関する質問

Q. 審査はどのような観点で行われますか。

A. 環境保全に資する技術シーズは、①事業実施の重要性・必要性②技術的新規性・革新性等③事業化・普及の見込み④目標設定・達成可能性⑤事業実施基盤の観点で評価を行います。地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズについては、①～⑤に加えて⑥地域課題対応性の観点で評価を行います。

7. 応募手続・採択後に関する質問

Q. 応募は郵送やメールでも可能ですか。

A. 応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で受け付けます。e-Rad に企業及び事業実施者情報の登録がされていない場合は、登録手続に最大で2週間程度かかる場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。また、e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後かかりますので、公募締切り前、数日以上余裕をもって申請してください

Q. 採択後に計画変更は可能ですか。

A. 所定の手続きを行い、ERCAの承認を得た場合に限り変更が可能です。所定の手続が必要です。

Q. 知的財産は誰に帰属しますか。

A. この事業により得られた知的財産権(特許、実用新案、意匠、著作権、回路配置利用権、育成者権、種苗法等)は応募者に帰属します。

※本 Q&A 集は公募時点の情報、今後の運用状況に応じて内容を追加・修正する場合があります。